

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 101

2016年4月16日発行 通巻 No.111号

創刊 2007年2月27日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川区社会福祉協議会品川成年後見センター分室 3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の 10時～16時の間対応します。)

FAX : 03-6303-8265 (FAX専用 受信は 24時間対応できます。)

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

祝 101号!

◆共に歩んできた市民後見人の会と後見センター◆

品川成年後見センター所長 齋藤修一

平成18年に、NPO法人市民後見人の会(以下「市民後見人の会」という)と社会福祉法人品川区社会福祉協議会品川成年後見センター(以下「後見センター」という)は、共催で市民後見人養成講座を実施しました。全国でも例のない、NPO法人と社会福祉協議会とのコラボレーションによるもので、後見関係者の注目を浴びました。

平成17年、後見センターは、後日に市民後見人の会を正式に立ち上げた森本恒吉氏、和久井良一氏、古賀忠壹氏及び曾根清次氏らの訪問を受け、地域の中に市民後見人を誕生させたいという同氏らの真摯で熱い思いを知りました。後見センターとしても、後見の担い手づくりを検討していた時期でもあり、お互いの意向が一致し、即時に協力・連携のパートナーとなったことを思い出します。

以来、市民後見人の会は、十年の間にNPO市民後見人として全国のトップランクの受任件数を示し、多いに評価され、目標となっています。

私どもは、後見ニーズが内在している地域課題に対する、後見による支援の拡大はもとより、新たなコミュニティ組織のモデルとして、市民後見人の会が今後益々活躍されることを期待しています。ともに地域の様々な課題解決に励みましょう。



◆27年度養成講座 30名が受講◆

修了生ら 12名が本会に入会！！

2月から3月にかけて行われた本会主催の27年度「市民後見人養成講座」が、3月19日に無事終了しました（本講座4回、フォローアップ講座2回）。今回は30名の参加者を迎え、どの講座も参加者の方々の熱気にあふれ、特にグループディスカッションでは真剣かつ活発な討議が行われ、参加された方々の思いを感じ取ることが出来ました。

本講座修了生らのうち12名の方々が本会に入会され、新年度からの私たちの新たな仲間となりました。



◆28年度通常総会のご案内◆

全会員の出席を求めます。

平成28年度の本会通常総会を下記のとおり開催します。

年に一度、思いを共にする会員が一同に集まる場として、全会員の参加を呼びかけます。また、新会員の方たちも参加される予定で、総会終了後新会員歓迎茶話会も計画しています。

なお、「議案書」「出欠連絡票」「書面表決書」は郵送にて後日、全会員にむけて送付します（4月25日発送予定）。

日時：5月29日（日）13時開会（12時半から受付け）

場所：荏原第五地域センター・市民集会所

議事：第1号議案 平成27年度事業報告 第2号議案 平成27年度決算報告
第3号議案 平成28年度事業計画 第4号議案 平成28年度収支予算
第5号議案 役員の改選について

◆総会前までに28年度会費をお収め下さい◆

平成28年度会費（3,000円）未納会員は、総会前に下記の口座にお振込み下さい。

▼みずほ銀行荏原支店 普通口座 1086153 ▼特定非営利活動法人市民後見人の会

◆ 新年度を迎えて ◆

NPO 法人 市民後見人の会 理事長・古賀忠壹

4月3日の夕方、香川県のある町で高齢者夫婦が自宅で亡くなりました。新聞の見出しには「介護疲れで心中か 67歳男性と認知症の妻」とありました。痛ましいことです！

この夫婦に対して地域での支え合いはどうだったのだろうか、と考えてみます。その機能は十分に発揮していなかったと想像できます。

翻って、本会の活動拠点・品川区はどうでしょうか。後見制度の活用は日本一と言われていいます。ですが、「認知症になっても安心して暮らせる社会」の構築は、いつになるでしょうか。イライラが募ります。

さて、新会員も増えた新年度です。過去を知り未来を語る。少し、本会の歴史に触れてみましょう。NPO 組織に認証されたのは 2008 年です。それ以前から、自ら後見人養成講座を開き、共に勉強した人たちが結成しました。

後見を必要とする認知症高齢者を支援し、共に生きる社会を築いていこう、という運動体です。全会員の努力で累計 32 件の法人後見を実施、毎年のように開いてきた養成講座の受講生は 500 人を超えているはずです。後見制度の普及ビデオ上映会も度重なり、少しは本会の存在も知られ、期待もされています。

「この運動が品川の地を振り出しに全国各地へ燎原の火のごとく広がっていけば、世界に例のない少子高齢社会にもまた明るい未来が展望できるのではないかと考えています。まさに大河の一滴ではありますが、焦らず着実に大地に根ざした活動をしていきましょう」と、会報に記したこともありました。



本会が誕生して 8 年経ちました。この間、老人福祉法の改正で市町村に市民後見人の育成と活用を図る「努力義務」が課せられました。各地で養成講座が開かれています。また、この 8 日には、議員立法による「成年後見促進法」が成立しました。

これらの動きは、私たちの運動と決して無縁ではないと思います。運動の壁は厚いですが自信をもって前へ進みましょう。

本会会報「市民後見人」が、任意団体時代の「市民後見人・品川」を含めると今号で 111 号を迎えました。これを機会に紙面を刷新することになり、今号は 111 号記念ということで 3 頁ですが以後、原則、月刊 2 頁とすることになりました。第 1 号から制作、発行を担当された古賀理事長、9 年間もの長期間、大変お疲れ様でした。 (文責／金城 清)